

令和 6 年第 5 回臨時会

天 栄 村 議 会 会 議 録

令和 6 年11月11日 開会

令和 6 年11月11日 閉会

天 栄 村 議 会

令和 6 年第 5 回天栄村議会臨時会会議録目次

第 1 号（11月11日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集あいさつ	4
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
招集者あいさつ	22
閉会の宣告	22

第 5 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和6年第5回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年11月11日（月曜日）午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集あいさつ
日程第 4 議案第1号 専決処分の報告及び承認について
日程第 5 議案第2号 工事請負契約の締結について
日程第 6 令和6年度天栄村一般会計補正予算について
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	齋 藤 寿 昭	2 番	石 塚 喜 吉
3 番	吉 成 邦 市	4 番	馬 場 吉 信
5 番	大 浦 トキ子	6 番	服 部 晃
7 番	小 山 克 彦	8 番	熊 田 喜 八
9 番	円 谷 要	10 番	大須賀 溪 仁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸	参 事 兼 総 務 課 長	小 山 富美夫
健康福祉課長	森 和 昭	建 設 課 長	櫻 井 幸 治

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議会事務局長	北 畠 さつき	書 記	小 山 泰 明
-----------------	---------	-----	---------

書 記 渡 邊 久 美

◎開会の宣告

○議長（大須賀溪仁） 本日は公私ともにご多忙のところ、令和6年第5回天栄村議会臨時会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和6年第5回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和6年第5回天栄村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 吉 成 邦 市 議員

4番 馬 場 吉 信 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長からの発言を求めます。

議会運営委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） 本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午後1時より議会運営委員会を開催いたし、令和6年第5回天栄村議会臨時会の会期について審議いたしました結果、今臨時会の会期は本日11月11日、1日限りと決定を見まし

たので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（大須賀溪仁） お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部議員から報告がありましたとおり、本日１日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集あいさつ

○議長（大須賀溪仁） 日程第３、村長議会招集あいさつ。

村長より、令和６年第５回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申出がありました。これを許します。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 本日ここに、令和６年第５回天栄村議会臨時会が招集となりましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告及び承認など３議案についてご審議願うものでありますが、その大要についてご説明申し上げます。

議案第１号 専決処分の報告及び承認についてであります。先月２７日に執行されました衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査に要する費用を計上した令和６年度天栄村一般会計補正予算を専決処分したため、議会に報告し承認を求めるものであります。

議案第２号 工事請負契約の締結についてであります。児渡安養寺線落石対策工事の工事請負契約について、地方自治法などの規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第３号 令和６年度天栄村一般会計補正予算についてであります。天栄保育所施設新築工事請負費などにより、歳入歳出それぞれ８億６,６３０万円を追加補正するものであります。

以上、議案の大要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） これで村長の挨拶を終わります。

◎議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第４、議案第１号 専決処分の報告及び承認についてを議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 6 年11月11日提出。

天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第 3 号 令和 6 年度天栄村一般会計補正予算について。

次のページをお願いいたします。

専決第 3 号 令和 6 年度天栄村一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

令和 6 年度天栄村一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,157万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億9,503万1,000円とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年10月 9 日。

天栄村長、添田勝幸。

4 ページをお願いいたします。

まず、今回の補正予算第 5 号につきましては、先ほど村長の挨拶にもありましたように、令和 6 年10月15日に公示されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の選挙事務の経費につきまして、衆議院が解散されました10月 9 日に専決処分を行い、予算を執行したものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、17款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、補正額1,157万5,000円の増。こちらにつきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費に係る県からの委託金1,157万5,000円を見込んでおるところでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

2 款総務費、4 項選挙費、2 目衆議院議員総選挙費、補正額1,157万5,000円の増。こちら

につきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費でございます。

主な項目でございますが、まず、1節報酬につきましては、投票管理者及び開票管理者等への報酬といたしまして233万9,000円。

3節職員手当等につきましては、職員の時間外勤務手当に要する経費としまして330万円。

7節報償費につきましては、ポスター掲示場土地提供者に対しての報償費としまして10万5,000円。

10節需用費につきましては、消耗品や印刷等に要する経費として208万4,000円。

12節委託料につきましては、電算委託料やポスター掲示板の設置業務委託料としまして221万9,000円。

13節使用料及び賃借料につきましては、複写機や分類機の借上げとしまして88万円。

17節備品購入費につきましては、事務用備品としまして、11万を計上したところでございます。

なお、今回の選挙の本村における投票率は71.48%でございました。

説明は以上でございます。ご審議の上、承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 7ページをお願いいたします。

議案第2号 工事請負契約の締結について。

次により、工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月11日提出。

天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、契約の目的、緊急自然災害防止対策事業 児渡安養寺線落石対策（1工区）工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、6,435万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、585万円。
- 4、契約の相手方、住所、福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字西横山48番地、
氏名、有限会社おおき建設工業、代表取締役、大木義雄。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案第2号説明資料1ページをお願いいたします。

1ページでございますが、こちらは工事請負仮契約書でございます。令和6年10月24日付で有限会社おおき建設工業と仮契約を締結したところでございます。

工事箇所は、天栄村大字牧之内字笹切山地内で、工期につきましては、着工が議会の議決を得た日から3日を経過した日、完成は令和7年3月21日であります。

次のページをお願いいたします。

こちらは、入札経過書でございます。

令和6年10月24日に入札を行った経過書でございます。

次のページにつきましては、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。5社が入札に参加し、有限会社おおき建設工業が落札しております。

次のページをお願いいたします。

こちらが位置図でございます。今回施工する箇所につきましては、国道294号から安養寺地区へ向かう道路の頂上付近の右側にある道路のり面となります。

次のページにつきましては、平面図でございまして、着色している部分が今回施工する箇所でございます。

こののり面对策工事につきましては、過去の地震や大雨により、のり面から小さな転石が発生し、のり尻に大型土のうを設置して対応しておりましたが、のり面に浮石や、のり面上部においては風化が進んでおり、細かい転石も車道で確認されることから、災害発生予防や

拡大防止、通行車両等の安全を確保するため、緊急自然災害防止対策事業を活用して整備するものでございます。

工事内容につきましては、露岩している区間の延長44メートル、面積860平方メートルの平面図に青色で着色している部分は落石防止網を設置、また、土砂が崩落している区間の延長16メートル、面積566.3平方メートルの赤色で着色している右側の部分は、のり面整形及び吹き付けによるのり面緑化を行い、落石防止措置を講じるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） この工事の中で、落石対策1工区とあるんですけども、この意味と
いうか、2期工区とかつてあるんですか。それについて伺います。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

今回1工区工事と称しておりますが、実はこれの先の安養寺地内の山頂付近にも同じような箇所がございまして、そちらのほうは来年度対策を予定しておりまして、そちらのほうを2期工事としたいと思ひまして、今回第1工区ということにしております。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ緊急の防止策と言ったんですけども、これ何でもっと早くできなかったのですか。もう台風の時期は終わって、もう何もなかったからよかったんですけども、これ緊急性のあるものを、何で今頃工事するようになっているんですか。それ説明をお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

こちらにつきましては、今年度に入りまして、国土調査によりまして地籍のほうが明確になったということで、今まではちょっと国土調査が入っていなかったものですから、所有者のほうの地籍のほうが確定していなかったという点もありまして、なかなか事業に進まなかったということでございます。

失礼しました、付け加えます。今の国土調査のこともありますが、緊急自然災害防止対策事業、この事業も今の期間ということで、この落石対策防止事業のほうもこの事業に充てら

れるということもありまして、今回事業に手を挙げて、事業の確定を受けて実施するようなことになります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私言っているのは、安養寺地区から土砂災害あるとしようがないからという要望なり何かあったと思うんですよ。そして県で調査したという、調査してから緊急性があるから発注したと。それ安養寺地区からは要望はなかったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

こちらにつきましては、台風の時期に崩落というか、転石等がありまして、その下に、のり尻なんですけど、そちらのほうで防止を図っていたということもございまして。それと、あと先ほど申し上げましたが、国調で土地のほうで定かではなかったと。あと、こちらのほうの事業のほうが使えるということもありまして、今回整備するということになります。

失礼いたしました、地区からの要望でございしますが、こちらのほうは安養寺地区からは特段要望のほうはなかったような記憶でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 建設課長が見て分からなかったんですか。命に関わる問題なんだよ。緊急性がある場合は、自分でも見て、県に調査を願うとか何とかして、早く予算つけて、俺はその防止策をやらなければいけないと言っている。命に関わる問題だから。もしかして、その台風のときに土砂災害があって、車があれで何人か亡くなったと言ったら、どういう責任取るんですか。安養寺地区からの要望がなかったと言うけれども、やっぱり緊急性があると。課長の頭にはあったと思うんですよ。何か緊急性がと。だから始まったことなんでしょう。だからそれは、やっぱり命に関わる問題は、早めに早めに手を打たないと、調査してもらって、県から早く調査してもらって、何か緊急のあれしてもらえますかと、何かそういう考えはなかったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

確かに、議員おっしゃるとおり、命に関わるものでございますので、対策のほうは今後こういった箇所がございましたら、早急に県のほうと相談しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 他の地区はないですか。緊急性のある、土砂災害危険性があるというの

は、命に関わる問題だから。私が言いたいのは、命の関わる場所は危険性があるなら早く調査してもらったりなんなりして、補助金待っている時間よりも、自主財源でやるとか何かかって、補助金もらうまで待ってられないでしょう。災害あったらどうするんですか。ほかの地区にはないんですか。天栄村のほかの地区。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

現在、私が把握している中では、こういった箇所はないというか、失礼しました、天栄村の中にはこういった箇所、やっぱり山をしょっていますので、ないとは言えないということではございますが、現在、こちらのほうが優先度として高いものですから、まずこちらのほうを整備していきたいということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私が言っているのは、結局土砂災害があつて、家が潰れたりなんなりして、ほかの地区ではあるんでしょう、まだ。たまたま、こっちは大雨が、線状降水帯がないからまだいいけれども、それを早めに調査して、危ないところを県なり国なり早く要望を出してやらないと駄目だということを言っているんですよ。これ、ないと思いますでは、みんな、天栄村全部調べたんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

村内全部を調べたわけではございません。それと、どうしても天栄村は山をしょっているところが多いということもありまして、県のほうで土砂災害の恐れのある箇所ということで、今回天栄村でも百数か所公表がされて、皆さん、住民の方に周知をさせていただいたところでございます。そちらのほうも、現在、県のほうで本当に崩落があつて危険なのかというところをこれから調査のほうを進めてまいりますので、それと同時となりますが、村のほうも一緒になって調査してまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 調査して、危険な場所というのはこの地区だっていうことは、マップで示しましたよね。マップで。それ、課長は全部危険な場所、みんな見てきて把握したんですか、建設課では。どんな状態になっているか。それ教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

土砂災害危険区域、全部を確認しているのかと言われますと、私自身、全部が全部見ているわけではございません。今後は、極力現場に出向いて確認するようなことで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） これ課長、ちゃんと見てくださいよ。これは緊急、これはまずいとか、線状降水帯がまだないから。沖縄でもこの前、1 時間100ミリですよ、降るのは。だからそういうのを想定しながら、自分で確認して、これはやばい、まずいというところは早めに県なり国に要望して、早めにやってもらわないと、もう災害あってからでは遅いですよ。責任問題になりますからね。これ分かっていて何でやらなかったんだとか、そういうやっぱり危険という場所を自分の目で見てこないと、地割れしているか何だか分からないんだから。亀裂が入っていればまずいでしょう。だからまだ、たまたま線状降水帯がなくて、1 時間に100ミリ以上降らなかったから、まだいいかもしれないですけども、やっぱりそれをちゃんと見てきて、自分の目で確かめてまずいというところをよく調べてくださいよ。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第 6、議案第 3 号 令和 6 年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 8ページをお願いいたします。

議案第3号 令和6年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ61億6,133万1,000円とする。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

令和6年11月11日提出。

天栄村長、添田勝幸。

10ページをお願いいたします。

まず、第2表繰越明許費でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名、保育所移転整備事業、金額8億6,339万円。

本事業につきましては、その規模等を勘案しまして、翌年度に繰り越す見込みのため、今回繰越明許を設定するものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

第3表地方債の補正でございます。

今回の補正につきましては、変更でございます。

1の保育所移転整備事業につきましては、2億5,050万円から11億1,380万円へ変更するものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更はございません。

地方債の補正につきましては以上でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額300万円の増。

23款村債、1項村債、4目民生債、補正額8億6,330万円の増。この社会福祉施設整備事業債につきましては、先ほどの地方債の補正にてご説明いたしました保育所移転整備事業の実施に伴う地方債の増でございます。

次に、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額43万6,000円の増。こちらにつきましては、10節需用費におきまして、天栄村カレンダーの増刷に係る印刷製本費の増によるものでございます。来年迎えます村政施行70周年を記念いたしまして、現在天栄村の豊かな風景を掲載しておりますカレンダーを全世帯に配布するための経費といたしまして計上したものでございます。

なお、年内に配布したいと考えておるため、今回の臨時会に計上したところでございます。

続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額8億6,339万円の増。こちらにつきましては、保育所移転整備事業におきまして、12節委託料において、保育所新築工事に係る工事監理業務委託料としまして1,573万円、14節工事請負費におきまして8億4,766万円を計上するものでございます。

なお、この8億6,339万円の予算につきましては、先ほどの第2表繰越明許費により次年度に繰り越す予定でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額275万円の増。こちらにつきましては、13節使用料及び賃借料におきまして、村道芝草・鎌房線に係る除雪作業を実施するための重機借上料275万円を計上するものでございます。12月からの除雪業務に対応するために今回臨時会にて計上させていただいたところでございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額27万6,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 10ページの繰越明許費でございますが、来年度に繰越しをするというようなことで、8億6,339万円の事業費というようなことですが、大体標準工期は何日として見ているのか、そちらをご説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

工期につきましては、今回、補正を取得した後から来年の12月末を工期として、今組んでいるところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 来年12月ということですが、そうすると、約1年間、365日の工期というようなことになりますが、それは標準工期で定められた工期内には収まっているという認

識でよろしいのでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議します。

（午後 2時04分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時15分）

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お時間をいただき、ありがとうございます。

標準工期につきましては、今ちょっと把握しておりませんので、先ほどお答えさせていただきまして工期につきましては、私どもの考えでの工期でございますので、標準工期を確認しながら工期のほう定めていきたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） こういう繰越明許というふうな形で年度を繰り越してやるというようなことでございますので、標準工期をやっぱり明確に把握しながら、どの辺で、もしこれがもっともっと365日以上かかるとなると、何かあった時に、また再度の繰越しというのも考えられるわけですので。その辺はしっかり把握してやっていただきたいなと思います。

それともう一つです。歳出というか、地方債の部分なんですけど、この保育所移転整備事業として、社会福祉施設整備事業債というふうなことで節をとっておりますが、この事業の起債の内容についてちょっとご説明をいただければなと思いますので、よろしくお願いします。

どんな起債を使って、どのような形で交付税があるのか、それとも何年くらいの償還になるのかというようなことでお聞きしたいと思います。8億という金額ですので、よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

12ページの歳入、23款村債、1項村債、4目民生債、社会福祉整備事業債というところでございます。本村におきましては、各起債に関しましては、各事業というか、ごとにこういった事業債という、例えば社会福祉施設整備事業債という項目をつくっております、そちらで事業を充てているというところでございます。

この、今回の社会福祉施設整備事業債におきましては、施設整備事業債という起債と、過疎対策事業債というこの2つの起債を借りる予定でございます。

まず、最初の施設整備事業債というものに関しましては、前の、昔にはそういう補助等があった場合ですが、今そういう補助がない場合に、その一般財源化分ということで、その補助の部分起債で借りるような、簡単に言うとそういった事業でございます。その部分が事業額の2分の1に関しましての100%借りられるというところで、こちらの部分が4億2,380万円を借りる予定をしております。この起債に関しましては、70%の交付税措置率となります。

もう一つでございますが、過疎対策事業債に関しましては、先ほどの施設整備事業債の裏分、事業の半分、そしてそのほかの残額に関しまして過疎債を借りる予定でございます。こちらのほうは、合わせて6億9,000万円ほど借りる予定をしております。過疎債に関しましては、70%が交付税措置されるということで考えているところです。

こちら両方とも、約30年の償還を予定しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 過疎債とその施設整備事業債という2つの起債を、それぞれ今の8億を半分ずつというようなことでよろしいのだと思いますが、これ過疎債の場合は、100%充当の70%の交付税、元利の70%ということでございますが、この施設整備事業債の元利の70なのか、それとも元々の70なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 2時20分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時20分）

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

お時間いただきまして、ありがとうございました。

元金と利子と両方でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 内容については理解しました。両方とも元利の70というふうなことで、有利な起債というふうなことは理解しました。8億円というふうな大きな事業を組んで30年ということでございますので、施設建設に当たってはしっかり内容を精査してやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

4 番、馬場議員。

○4 番（馬場吉信） 9月26日、常任委員会事務調査で、説明を設計業者さんから受けました。ある程度、概略ですよという話だったんですが。実は雨の日登校あるいは動線に関して、もっとうこういう形は取れないかということで、あらかじめ設計の変更できるものであればお願いしたいということで、説明を受けた後、設計業者さんのほうにお願いをしました。その後の変更の内容、いろいろと話は聞くんですけども、その話があって、あらかじめイメージがつかめた中で協議とかを、今回のことも含めてなんですが、話を聞ければと思っておりましたが、これからそういう説明があるのかどうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

9月の所管事務調査の中で、パース、図面等お示しして、内容をご説明したところであります。その中で、議員の皆様から駐車場等が狭いのではないかと、あと屋根の部分でもっと軒先を出したほうがいいのかとかというところで、そうした意見を踏まえて、今回の設計に反映させたところであります。今のそういった中身について、新しい資料を準備しますので、そちらを見ていただいて、変わった点、そういったものをお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 4 番、馬場議員。

○4 番（馬場吉信） 内容は承知をしているということです。了解しました。

いつ頃、お示ししていただけるのか。おおよそで結構です。大体このくらいだったら議員の皆さんに説明ができますよと、あらかじめの説明できる日程とかが分かれば教えてもらいたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議します。

（午後 2時25分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時29分）

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

それでは、内容についてご説明いたします。

まず、最初のパースでございますが、9月の所管事務調査の際に駐車場が狭いのではないかとご指摘を受けました。それで、3枚目をご覧くださいければと思います。こちらのほうが平面図で、各駐車場の、実際建物が建つ位置と駐車場が記載されている図面になります。そちらの駐車場の下のほうに8メートル50というふうに記載があるかと思いますが、当初皆様にお示しした際には7メートルでございました。これを8メートル50ということで、1メートル50拡張したところでございます。

あとは、パースのほうにもう一度戻っていただけますと、駐車場につきまして、当初、駐車場から左側にあります緑地帯をある程度確保してありましたが、緑地帯ではなくアスファルトに変更しまして、駐車場を広くし、動線を確保したような形での変更になってございます。その関係で、建物が1メートルほど東に移動して、駐車場の幅を確保したという変更になってございます。

そのほかにつきましては、9月のお示しした内容と変更はございません。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 再確認なんですが、雨の降った日にどうしても軒先がちょっと短過ぎるんじゃないかという話がありましたが、構造的にはその辺、いろいろ候補あるはずなんですけれども、少しは出していただけましたですかね。お願いします。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 答えいたします。

雨の際の送迎のときに、濡れてしまうというご意見もございましたので、ちょっと分かりにくいですが、建物の西側にあります軒先を2メートルほど前回お示しした内容よりも出しているような形になってございます。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 2メートル、承知しました。どちらのほうに出しましたか。北、南、西、東、どちらの方向に出されましたでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 答えいたします。

軒先を出した部分でございますが、正面入口の両方、西側のほうに2メートルずつ出しております。こちらを2メートル、それぞれ軒先を出しまして、雨に濡れないような形での対策をさせていただきました。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 柱構造じゃなくて、前にも、どうしても駐車場に入ってくるときに、柱

がバックしたりとかで損傷する恐れがあると。構造的には、よくキャッチレバーと言うんですけれども。柱がない構造のほうがいいんじゃないですかという話をした記憶がございますが、その点、再度になりますけれども、ちょっとお話をいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

こちらの2メートル出したところにつきましては、柱がない構造で、出せる部分として2メートルというところで、そちらが限界といいますか、できる限り出したところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） ありがとうございます。

やはり柱があると、どうしても通行に問題がありますし、構造で最大限の軒先満たす最高の出し方だと思います。ご検討いただいて、ありがとうございます。

それと、もう一点なんです、これを実施する、しないということのお考えをちょっとお示しいただきたいのですが、よく構造形態、今、国も県もそうなんです、案件によって第三者照査、それを行う事業が多くなっております。これは責任の明確化、あるいは間違いはないとしても、発注者のほうがプロパーがいないのが現況ですから、同じく設計に携わっている別な業者さんに、それをもう一度照査だけをしてもらいます。照査というのは、基準日額で工期、要は建物のボリューム感、これによってあらかじめ金額と工程ですね、それでこれは間違いなく構造に合っているよと。そういうことをすることによって、間違いがあった場合のダブルチェック、もう一つは責任の明確化ですね。それが通りました。公示がありました。問題があったときに、きちんとまた、その委員の中で責任の所在を明確化すると。第三者照査と。

これについて、物が物なので、考えがあるのかどうかについて、お答えいただければ。なければないと。やる上ではお金がかかる問題です。やはりきちんとものづくりをしていく上で、うちはこういうことをやっていますよと。お金をかけても確かなものを造りますということ。目的は、きちんといいものを、確かなものを造るのが基本的な目的ですから。その辺、もしお考えある、あるいはないということが今回の私の質問なんですけれども、お答えいただければありがたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 私からも答弁させていただきます。

今ほど議員からご提案いただいたものについて、私も初めて聞きました。それについては、

確かにこれだけ金額張るものでございますので、検討をしていって、よりいいものを、より間違いのないものをとというようなことを、これは当然必要になってくると思いますので。

ただ、その予算的なもの、どのくらいかかるのか、今ちょっと私も把握できませんので、その辺もちょっと加味しながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） ありがとうございます。

検討していただいて、いいものを造ることが大前提ですから、ご検討賜りますようよろしくお願いいたします。

私のほうでは以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今、結局、乗り入れする子どもらを送るまでの屋根を出せと言いましたよね。2メートル出したと言いましたよね。車幅って、普通1メートル80何ぼくらい、車幅って、あれ戸を開けたら雨に濡れるんじゃないの。戸を開けたら、2メートル出したって、雨に、車は雨に濡れないけれども、ドア開けて出ようとしたら雨に濡れるのではないかという、その車運転してきた人が。意味ないんじゃないですか、これ。2メートルだけでは。言ってる意味分かりますか。2メートル出したのはいいけれども、雨降っているときに、雨ざあざあ降っているときに、戸を開けて、運転手が雨びたびたと濡れてしまうということ言って、もう少し長く出せなかったのかなと俺は思うんですけども。その辺はどうなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

先ほど、馬場議員への答弁にもありましたとおり、今の設計で最大限の軒先のほう出させていただいた。それが2メートルだということでお話させていただきました。

その際に、乗り降りの部分、前回の所管事務調査の際に、乗り降りの部分どうなんだというお話もありました。その中で、その駐車する状況もありまして、実際バックをして乗り降りする、送迎の際に、一度バックで駐車スペースに入れて乗り降りをするパターン、あとは横づけをして乗り降りさせないと駄目だろうというお話もございました。

その中で、設計上の限界もありますので、2メートル出させていただいて、一応横づけで、そちらは運用になるかと思うんですけども、横づけであれば左側の助手席のほうは雨に濡れずに子どもを送迎できるのではないかと。後ろ、バックで停める場合については、後ろの後部座席、子どもが乗っている部分については、雨に濡れずに送迎ができるのではないかと。

うことで、いろいろ検討した中で、そういった結果を踏まえて2メートルを出した結論という
うことで、ご了解いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、2メートルが限度だって言われたの、出すのが。これ、運転手、
雨びたびたになるんじゃないの、運転手、戸を開けたら。こうやって出たら。運転手は構
わないということか。

そういう意味で、私はドアを開けても雨に濡れないように子どもを送って、車に戻るとい
うことを想定していたんですけれども。

あと、こっち駐車場から入れば雨に濡れなくて大丈夫だということ。

園児は大丈夫で、園児というか、子どもらは大丈夫で、運転手席からは、後ろに乗れば大
丈夫だということ。運転手は雨に濡れていいということなのか。そういう意味に私は捉えま
すけれども。

幅が、あれどのくらいあるか分からないけれども、1メートル80くらいはあるんじゃない
ですか、これ。車幅って何メートルくらい。1.8だと、20センチしかないんだから、運転手
出れば雨びたびたになってしまうのではないか。それ意味合いが全然、なさないのではない
のか。雨のときの送迎を言って、私はそれ、もっと屋根を出せという話だったんですけれど
も。それを想定して、そういうふうにしたのか。

子どもは濡れないと思うけれども、運転席も濡れるだろうという話。そのまま会社に、び
たびたな格好で、会社に行けないでしょう。私そういう意味で、私はもっと屋根を出したほ
うがいいのではないかという話をしたんですよ。駐車場にやって、子どもらは濡れないけれ
ども、送ってきた人はびたびたになって、会社に濡れて行けないんじゃないですか、これ。
すぐ傘させってということ。

私はそういうことを言いたかったんですよ。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 答えいたします。

議員おっしゃられるように、その運転席側のほう、運転者のほうは濡れてしまうというこ
ろは否めないところはございます。

あのとき、所管事務調査の際に、お話をいろいろ出させていただいた中で、全く運転手ま
で濡れないような状況であれば、もうカーポートを造るような形で進めるしかない。なお
かつ、柱も出てしまう。そうすると、送迎の際に、車のほうがぶつかってしまう。そういっ
た危険性もあるというところで、今回の2メートル軒を出して、運転手は濡れてしまうよう
な状況にはなりますけれども、子どもたちは濡れないような方法で送迎ができるというこ

ろでの案として、こういった設計をしたところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） だから、会社に行く、出勤途中で子どもを送って会社に行くんでしょう。びたびたで行くと、風邪ひいたらどうするんですかと私は言っているんです。それが、親に対する思いやりじゃないんですか。私が言っているのはそういう意味で、屋根を出せと言ったのは、そういう意味で言ったんですよ。これびたびたで、運転手の人はしょうがないんだ、びたびたになったってと言って、そのまま会社に行って風邪ひいたりなんざしたら、毎日雨降っているわけではないんですけれども、ただこれを、それで2メートルではどうにもならない。かっぱとか何かうまい方法でも何でもやらないと、俺は大変だと思いますよ。私はそういう意味で、屋根を出せと言ったんですけれども。雨の日送迎して、運転手も濡れないようにという意味で私言ったんですけれども、2メートルでは、1メートル80しかないのに、ドア開けて、雨びたびたになったら、それは年中雨降っているわけではないんですけれども、そのとき会社に行く途中でそこで子どもを降ろして行くんでしょう。そのときどうするんだということを言っているんですよ、私は。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 2時47分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時52分）

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 答えいたします。

軒先を2メートルほど出しまして、送迎時の、まずは子どもが濡れないというのを確保したい、あとは後部座席、バックで駐車スペースに入れるんですけれども、やはり子どもが濡れないのが一番、そしてやはり後部座席に荷物等が入っておりますので、荷物を降ろしたりする際に濡れないようにするための、やはり対策が必要だということで、こちらの軒先のほう2メートル、限界まで出したところでございます。

また、その正面の右側に1台は完全に濡れないで乗り降りできるスペース、1台だけですが、そちらのほうも確保させていただいておりますので、ご理解のほうお願いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎招集者あいさつ

○議長（大須賀溪仁） 申し上げます。

令和6年11月11日招集の令和6年第5回天栄村議会臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

ここで、招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 令和6年第5回天栄村議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、上程3議案につきまして、原案どおり議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

今後、議決いただいた補正予算の速やかな執行に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（大須賀溪仁） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第5回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 2時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年12月27日

議 長 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 吉 成 邦 市

署 名 議 員 馬 場 吉 信

参 考 資 料

議 案 等 審 査 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	議決月日	結 果
議案 1 号	専決処分の報告及び承認について	11月11日	承 認
2 号	工事請負契約の締結について	11月11日	原案可決
3 号	令和 6 年度天栄村一般会計補正予算について	11月11日	原案可決